

大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金交付要綱

令和6年3月7日林産第998-1号伺定

(趣旨)

第1条 知事は、きのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を図るため、大分県きのこ生産資材高騰対策事業実施要領（令和6年3月7日林産第997-1号伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費並びに補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表1に定めるとおりとする。なお、本要綱に定めるほか、次に掲げる国庫事業の要綱要領（以下「国要綱要領等」という。）に定められたものとする。

- ・燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林政経第258号農林水産事務次官依命通知）
- ・きのこの生産資材導入支援実施要領（令和6年12月17日付け6林政経第261号林野庁長官通知）

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別紙1）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項のうち、省略することのできるものは、同条第2項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画について変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期日までに完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合

は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けること。

- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他この補助金については、規則、実施要領、国要綱要領等及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定により、知事の承認を要しない軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の30パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）
- (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

（補助金交付決定通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

2 知事が前条第1項第1号の規定による変更の承認をしたことにより、補助金の額に変更が生じた場合は、補助金交付変更決定通知書（第4号様式）により、補助金の額に変更のない場合は、補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により、申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) その他知事が必要と認める書類

（事業の完了確認検査）

第8条 知事は、事業実施主体から補助事業の実績報告書の提出があった場合は、完了確認検査を実施し、完了確認検査調書を作成しなければならない。

2 知事は前項の規定により補助事業実績報告書を受理したときは、当該事業の成果が

補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払の方法により交付することができるものとする。

2 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(書類の経由等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、市町村等の所在地を所管する県振興局長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

ただし、補助金の申請額が300万円未満のものについては1部提出とする。

(雑 則)

第12条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金から適用する。

2 補助金交付決定額が300万円未満の補助金の交付について、振興局長に補助金交付事務の権限が委任されたものにあつては、様式中の「知事」を「振興局長」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県きのこ生産資材高騰対策事業費補助金から適用する。

別表 1

事業内容	補助対象経費	補助率						
生産資材 高騰対策	きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費	定額						
		(補助金の額＝定額の支援単価×次期生産量)						
		※補助金の額は、下表で定める定額の支援単価に事業実施主体の次期生産量を乗じて算出するものとする。						
		<table><tr><th>品目</th><th>支援単価 (円/kg)</th></tr><tr><td>生しいたけ（菌床製造）</td><td>10.2</td></tr><tr><td>生しいたけ（菌床購入）</td><td>15.9</td></tr></table>	品目	支援単価 (円/kg)	生しいたけ（菌床製造）	10.2	生しいたけ（菌床購入）	15.9
品目	支援単価 (円/kg)							
生しいたけ（菌床製造）	10.2							
生しいたけ（菌床購入）	15.9							
		※ただし、1 事業実施主体あたりの補助金額の上限は500 万円とする。						